

J F E システム建築設計協力会 会則

(名称)

第 1 条 本会は、J F E システム建築設計協力会と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局を J F E シビル株式会社（以下「J F E シビル」という。）建築事業部に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員、J F E シビル、J F E システム建築製品指定施工店および販売協力店（以下「施工店等」という。）の連携を強化し、メタルビルおよびいちいち基礎工法（以下「システム建築」という。）の普及と設計品質の向上を図るとともに、会員、J F E シビルおよび施工店等の発展ならびに社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) システム建築の普及および発展に関すること
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第 5 条 本会は、J F E シビルのほか、原則として一級建築士事務所として登録済みであり、かつ登録有効期限内である次の法人会員（以下「会員」という。）により構成されるものとする。

- (1) 施工店等
 - (2) J F E シビルまたは施工店等から設計業務を受託する構造設計事務所
- 2 会員は、J F E シビルより入会の承認を得るとともに、J F E シビルとの間で別途「J F E システム建築設計協力会 入会に関する契約書」（以下「入会契約書」という。）を締結することで、本会の会員資格を得るものとする。
- 3 本会への入会費および年会費は無料とし、本会の維持運営に要する費用は J F E シビルの負担とする。ただし、第 6 条第 4 項の研修会に参加するために必要な費用（交通費、宿泊費等）は、会員各自の負担とする。

(会員の義務)

第 6 条 本会の会員は次の義務を負う。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な活動
- (2) システム建築に関する技術的な情報および資料の提供
- (3) 本会への入会によって提供された技術的な情報および資料の守秘
- (4) J F E シビルが主催するシステム建築に関する研修会への積極的な参加

(退会)

第 7 条 会員は、事務局に退会届を提出し、本会を退会することができる。

(除名)

第 8 条 会員が次に該当する場合は、J F E シビルは本会から除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反しまたは秩序を乱したとき
- (3) その他入会契約書に定める解除事由に該当し、J F E シビルが解除を通知したとき

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 一級建築士事務所としての登録を抹消されたとき
- (2) 一級建築士事務所登録の有効期限を徒過して更新しなかったとき
- (3) 除名されたとき

(資格喪失後の責務)

第 10 条 会員は、資格喪失後も以下の責務を負う。

- (1) 本会への入会によって提供された技術的な情報および資料の守秘
- (2) J F E シビルとの間で締結した秘密保持等契約書に基づき開示を受けた情報、および入会契約書に定める事項の守秘

(種別及び員数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局員 必要に応じ5名以内

(役員を選出)

第 12 条 前条の役員は、J F E シビルが J F E シビルに所属する役職員の中から選出する。

(運営および技術提供)

第 13 条 会長は本会を代表し会務を執行する。副会長は会長を補佐して会務を執行するとともに、会長不在時は会長の職務を代行する。事務局員は、J F E シビルが本会の運営にあたって実施する次の技術提供業務を担当する。

- (1) J F E シビル公式ウェブサイト内において会員専用サイト（以下「専用サイト」という。）を構築し、会員に専用サイトの利用に必要な I D、パスワード等を通知すること
- (2) 専用サイト内において、システム建築の専用部材および独自工法の設計に必要な情報および設計ツール等を提供すること
- (3) J F E シビルが主催するシステム建築に関する研修会（1～2回／年の開催を目途とする。）の開催、運営および進行等を行うこと
- (4) その他システム建築の設計および専用サイトの利用に関する会員からの質問に回答すること

(報酬)

第 14 条 役員は無報酬とする。

(会則の変更)

第 15 条 本会の会則に変更があった場合、J F E シビルは会員に対し、専用サイト内において速やかに通知する。

(付則)

本会則は 2024 年 1 月 1 日より施行する。

以上